

# 公債費負担適正化計画

平成 19 年 3 月

会津若松市

# 目 次

## 第 1 章 財政の現状と課題

### 第 1 節 現状分析

- 1 実質公債費比率の現状…………… 1
- 2 実質公債費比率の算出について…………… 1
- 3 構成要素の状況…………… 2
- (別紙 1)…………… 3

### 第 2 節 課題

- 1 高い水準で推移する公債費…………… 4
- 2 各特別会計への繰出金の状況…………… 4
- 3 一部事務組合への負担金の状況…………… 4
- 4 公債費に準ずる債務負担行為の状況…………… 4

### 第 3 節 既往債にかかる指標の推移…………… 4

- (別紙 2)…………… 5

## 第 2 章 公債費負担適正化に向けた基本方針

### 第 1 節 計画期間と目標設定…………… 6

### 第 2 節 今後の公債費等適正化にあたっての方針…………… 6

- (別紙 3)…………… 7

# 第1章 財政の現状と課題

## 第1節 現状分析

### 1 実質公債費比率の現状

平成18年度に新たに導入された「実質公債費比率」は、平成17年度決算において、本市は18.7%となり、地方債発行の協議制移行の基準値18%を上回りました。

これにより、本市においては新規市債を発行する場合には、引き続き県知事の許可が必要となります。

#### 【財政指標の推移】

年度 指標	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
実質公債費比率	-	-	-	-	18.7
( )単年度	-	-	(17.9)	(19.1)	(19.0)
起債制限比率	12.3	13.2	13.3	13.9	14.3
( )単年度	(12.9)	(12.8)	(14.0)	(14.4)	(14.5)
経常収支比率	82.0	85.6	85.6	86.7	86.8

1 実質公債費比率は、過去3カ年の平均値を用います。

2 各指標は旧北会津村、旧河東町合算の数値。

### 2 実質公債費比率の算出について

実質公債費比率については、下記の計算式により算出されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{matrix} + & + & + & + & + & - \\ \text{公債費充当一般財源(普通会計)} \\ \text{「借換債」に係る公債費充当一般財源等} \\ \text{満期一括償還地方債の1年当たりの公債費} \\ \text{特別会計への繰出金のうち公債費に充当したもの} \\ \text{一部事務組合への負担金のうち公債費に充当したもの} \\ \text{公債費に準ずる債務負担行為} \\ \text{基準財政需要額に算入された元利償還金(準元利償還金を含む)} \\ \text{標準財政規模(臨時財政対策債を含む)} \end{matrix}}{\begin{matrix} - \\ \text{標準財政規模(臨時財政対策債を含む)} \end{matrix}}$$

公債費充当一般財源（普通会計）

「借換債」に係る公債費充当一般財源等

満期一括償還地方債の1年当たりの公債費

特別会計への繰出金のうち公債費に充当したもの

一部事務組合への負担金のうち公債費に充当したもの

公債費に準ずる債務負担行為

基準財政需要額に算入された元利償還金（準元利償還金を含む）

標準財政規模（臨時財政対策債を含む）

### 3 構成要素の状況

実質公債費比率に算入される主な要素の金額については別紙 1 のとおりです。

#### <分子要素の概要>

公債費充当一般財源については、一般会計の公債費と扇町土地区画整理事業特別会計のうち普通会計分の公債費であり、各年度とも高い水準で推移しており、ほぼ横ばいの状況となっています。

公営企業に対する繰出金のうち準公債費については、そのほとんどが下水道事業特別会計に対するものであり、その額は毎年 10 億円台で推移している状況です。

一部事務組合に対する負担金等のうち準公債費については、会津若松地方広域市町村圏整備組合、会津地区広域事業組合(H18年9月に会津若松地方広域市町村圏整備組合と統合)、会津若松地方水道用水供給企業団に対してのものであり、いずれも、過去の借入に対する償還金に対してのものとなっています。

公債費に準ずる債務負担行為は、金額については年度により凹凸がありますが、会津若松地方土地開発公社に対する償還金が主なものであり、その他、国県事業負担金や、利子補給等の制度化されたものがあります。

#### <分母要素の概要>

標準財政規模(臨時財政対策債含む)は平成 15 年度と平成 17 年度を比較すると約 13 億円の減少となっています。

平成 17 年度に若干増加しましたが、これは、三位一体改革による国庫補助負担金の一般財源化による影響が大きく、標準財政規模の主たる要素である基準財政需要額については、国の方向性として縮小傾向にあることから、今後大幅な増加は見込み得ない状況となっております。

## 別紙1

## 分子として計上するもの

(単位:千円)

	項目	内容	平成15年度	平成16年度	平成17年度
公債費	公債費充当一般財源(普通会計)	一般会計分	5,639,015	5,433,044	5,357,973
		扇町土地区画整理事業特会(普通会計分)	640,291	645,524	728,906
	計		6,279,306	6,078,568	6,086,879
準公債費	特別会計への繰出金	簡易水道事業	0	0	0
		市場事業	0	1,624	5,968
		宅地造成事業	76,554	189,830	132,173
		公共下水道事業	1,141,318	1,035,527	1,045,821
		農業集落排水事業	105,350	122,818	126,561
		特定地域生活排水処理事業	476	1,864	2,928
		水道事業	65,647	33,404	29,634
		小計	1,389,345	1,385,067	1,343,085
	一部事務組合への負担金	会津若松地方広域市町村圏整備組合	9,042	8,964	9,142
		会津地区広域事業組合	231,564	316,904	424,948
		会津若松地方水道用水供給企業団	49,386	51,868	42,315
		小計	289,992	377,736	476,405
	債務負担行為に係るもの	土地開発公社に係る償還分	330,296	356,659	362,905
		利子補給に係るもの	23,614	15,242	10,743
		その他国営・県営事業負担金等	99,445	132,353	95,886
		小計	453,355	504,254	469,534
	計		2,132,692	2,267,057	2,289,024
合計		8,411,998	8,345,625	8,375,903	

## 分母として計上するもの

標準財政規模	26,422,411	25,903,569	26,474,574
臨時財政対策債発行可能額	2,939,089	2,054,240	1,579,538
標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む)	29,361,500	27,957,809	28,054,112

## 第2節 課題

現状分析については第1節で示したとおりですが、これに伴う課題について整理します。

### 1 高い水準で推移する公債費

これまで、市債残高の低減を図るため、新規市債発行額を元金償還額以下に抑制することを基本とした取組みを行い、旧会津若松市だけの比較で、再建期間中に約51億5千万円、ピーク時(平成10年度)との比較で約62億4千万円の低減を図ることができました。

しかしながら、公債費については、平成5年度以降バブル崩壊後の国の景気浮揚対策に基づく各種事業の実施や、會津風雅堂の建設など、過去の借入に対する償還により、依然として高い水準のままで、他の行政経費を圧迫し続けており、金利上昇局面にある今後は、さらに苦しい返済を余儀なくされる可能性があります。

### 2 各特別会計への繰出金の状況

行財政再建プログラムにおいても、特別会計への繰出金の抑制は財政運営上の重要な課題の一つであるとの認識のもと各種取組みを実施し、着実な成果があったものと認識しています。

しかしながら、今なお繰出金の全てが基準内のものとはなっていない現状であり、本来の特別会計の趣旨を再確認するとともに、基準外繰出金の抑制に向けた取組みを実施していく必要があります。

### 3 一部事務組合への負担金の状況

実質公債費比率に算入されている準元利償還金については、全て過去の借入に対するものであり、一部事務組合自体の公債費抑制は困難ではありますが、構成団体の負担割合の精査や、その他の経費のさらなる削減など、今後の負担金について抑制を図る取組みを行う必要があります。

### 4 公債費に準ずる債務負担行為の状況

主には会津若松地方土地開発公社への償還金ですが、これは市が先行取得を依頼した用地に対する買戻しのための経費であり、一括での買戻しは困難な状況で、今後も計画的な買戻ししか出来ないため、短期的な金額の抑制は困難な状況にあります。

## 第3節 既往債にかかる実質公債費比率の推移

既往債(18年度の借入予定額含む)にかかる実質公債費比率の推移を推計すると別紙2のとおりであり、平成19年度以降、新規市債を全く発行しなくても、平成24年度までは実質公債費比率(3ヵ年平均)が18%を下回らないことが想定され、短期間における指数の改善は困難な状況にあります。

推計にあたっては、各公営企業に対する繰出金や一部事務組合への負担金などの準公債費は、単に公債費の増減だけでは推計が困難であることから、平成17年度の算入率など用い、一定の条件のもとに推計しています。

## &lt; 既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計 &gt;

(単位:千円)

	計画策定 年度の前 (H17年度)	計画策定 年度 (H18年度)	第2年度 (H19年度)	第3年度 (H20年度)	第4年度 (H21年度)	第5年度 (H22年度)	第6年度 (H23年度)	第7年度 (H24年度)	第8年度 (H25年度)	第9年度 (H26年度)	第10年度 (H27年度)
公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	6,086,879	6,195,008	6,370,268	6,384,996	6,005,725	5,964,223	5,632,071	5,219,743	4,879,086	4,097,267	3,438,035
で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)											
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等											
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,343,085	1,276,051	1,296,084	1,285,051	1,303,446	1,252,191	1,187,380	1,085,205	1,009,080	978,456	954,838
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	476,405	475,211	473,629	457,292	444,921	438,711	428,635	305,145	230,511	142,227	133,654
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(利子補給等に係るもののうち、元金補給分を除く。)	469,534	309,498	242,418	213,727	206,077	161,786	87,562	83,241	63,953	18,112	43
地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額(準公債費分を含む)	3,738,462	3,789,668	3,723,474	3,722,259	3,703,693	3,642,791	3,446,228	3,285,196	3,169,690	3,006,302	2,784,522
標準財政規模	28,054,112	28,209,070	28,068,070	27,927,070	27,786,070	27,645,070	27,504,070	27,363,070	27,222,070	27,081,070	26,940,070

実質公債費比率(単年度)	19.0%	18.2%	19.1%	19.0%	17.6%	17.3%	16.1%	14.1%	12.5%	9.2%	7.2%
実質公債費比率(3ヶ年度の平均)		18.7%	18.8%	18.8%	18.8%	18.6%	18.0%	17.0%	15.8%	14.2%	11.9%

## 第 2 章 公債費負担適正化に向けた基本方針

### 第 1 節 計画期間と目標設定

第 1 章第 3 節でもお示したとおり、短期間での指数の改善は図れないことから、計画期間を 10 年間(平成 18 年度～平成 27 年度)とし、平成 27 年度に実質公債費比率が 18% を下回るよう取組みを行います。

なお、平成 27 年度までの実質公債費比率の推計は別紙 3]にお示します。

### 第 2 節 今後の公債費等適正化にあたっての方針

公債費負担の適正化を推進し実質公債費比率の低減を図るため、以下に掲げる事項を今後の基本方針として定めます。

#### 【公債費負担適正化基本方針】

一般会計における平成 19 年度から平成 21 年度までの市債発行額は、国の制度改革の影響を受ける赤字補てん分(臨時財政対策債等)を除き、すでに公表した中期財政見通しで設定した額を上限とします。また、それ以降においては、平成 27 年度までに実質公債費比率が 18%未滿となるよう、中期財政見通しにおいて市債発行額の上限額を定めます。

市債を伴う事業の実施にあたっては、緊急性・必要性の観点及び他事業との優先性に十分留意しながら、毎年度策定する中期財政見通しを基本とした財政運営のなかで、実施時期の検討及び事業費の十分な精査を行います。

実質公債費比率に係る各特別会計については、公営企業として独立採算を原則としていることを再認識し、会計内における歳入の確保や事業費の抑制等により、経営の健全化に努めるとともに、基準外繰出金の抑制を図ります。

一部事務組合における今後の施設整備にあたっては、実施の時期や施設規模の検討、事業費の十分な精査など、負担金抑制に向けた取組みを促進します。

債務負担行為の設定は後年度の財政負担を拘束することに留意し、今後の債務負担行為設定にあたっては、その必要性を十分精査しながら慎重に対応します。



## &lt; 実質公債費負担の将来推計 &gt;

(単位:千円)

	計画策定 年度の前 (H17年度)	計画策定 年度 (H18年度)	第2年度 (H19年度)	第3年度 (H20年度)	第4年度 (H21年度)	第5年度 (H22年度)	第6年度 (H23年度)	第7年度 (H24年度)	第8年度 (H25年度)	第9年度 (H26年度)	第10年度 (H27年度)
公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	6,086,879	6,195,008	6,370,268	6,486,364	6,252,316	6,334,166	6,379,958	6,407,180	6,431,887	5,951,151	5,593,002
で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)											
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等											
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,343,085	1,276,051	1,296,084	1,303,052	1,345,047	1,317,402	1,274,641	1,196,443	1,162,127	1,171,612	1,189,524
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	476,405	475,211	473,629	457,292	444,921	438,711	428,635	305,145	230,511	142,227	133,654
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(利子補給等に係るもののうち、元金補給分を除く。)	469,534	309,498	356,877	355,985	366,858	359,851	281,220	272,492	248,796	198,548	176,072
地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額(準公債費分を含む)	3,738,462	3,789,668	3,723,474	3,769,861	3,817,730	3,816,203	3,759,624	3,760,385	3,798,704	3,767,040	3,678,369
標準財政規模	28,054,112	28,209,070	28,068,070	27,927,070	27,786,070	27,645,070	27,504,070	27,363,070	27,222,070	27,081,070	26,940,070

実質公債費比率(単年度)	19.0%	18.2%	19.6%	20.0%	19.1%	19.4%	19.3%	18.7%	18.2%	15.8%	14.6%
実質公債費比率(3ヶ年度の平均)		18.7%	18.8%	18.9%	19.3%	19.6%	19.5%	19.3%	19.1%	18.7%	17.6%